

厚生労働省北海道労働局発表
令和7年10月9日

厚生労働省
北海道労働局 労働基準部 賃金室
室長 牧野 雅彦
室長補佐 菅原 光一
直通電話 011-788-6576
代表電話 011-709-2311（内線 3531）

報道関係者 各位

北海道特定最低賃金引き上げの答申がまとまりました

北海道地方最低賃金審議会（会長 かめの じゅん 亀野 淳）は、10月2日までに「北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業」など4業種の北海道特定最低賃金について、北海道労働局長（局長 むらまつ たつや 村松 達也）に答申しました（下表参照）。

今後は、この答申の内容についての異議申出に関する諸手続を経て、北海道特定最低賃金額が決定されることになります。

【表】 北海道特定最低賃金の答申内容

特定最低賃金の件名	答申日	答申のあった 時間額	現行の時間額	引上額 (引上率)	発効予定日
処理牛乳・乳飲料、乳製品、 砂糖・でんぷん糖類製造業	10月2日	1, 113円	1, 048円	65円 (6.2%)	12月1日
鉄 鋼 業	10月1日	1, 165円	1, 100円	65円 (5.9%)	12月1日
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	9月29日	1, 116円	1, 049円	67円 (6.4%)	12月1日
船舶製造・修理業、 船体ブロック製造業	9月25日	1, 105円	1, 040円	65円 (6.3%)	12月1日

※ 本答申に対する異議申出があった場合には、発効が遅くなることがあります。

なお、北海道最低賃金（地域別最低賃金）は、令和7年10月4日より時間額1,075円となっております。

（北海道道政記者クラブ、北海道経済記者クラブ 同時提供）